

学校法人 松 本 学 園

松本看護大学・松本短期大学

# ガバナンス・コード

2020～

## 目 次

はじめに

第1章 経営の安定性・継続性の確保 .....	5 頁
第2章 自律的なガバナンス体制の確立 .....	7 頁
第3章 教学ガバナンスの充実 .....	9 頁
第4章 情報の公開と公表 .....	11 頁

## はじめに

大学・短期大学の存在意義は、建学の精神・理念を明示し、それに基づく教育研究機関として社会的役割を果たすこと及び地域社会の振興と発展に貢献することにあると考えています。

松本看護大学・松本短期大学、認定こども園松本短大幼稚園を設置する学校法人松本学園は、適切なガバナンスを確保しつつ、地域社会のニーズの変化に対応する学校法人としての使命を果たしていくためにガバナンス・コードを策定し、法人運営の規範とします。

## 建学の精神

人々の健康と福祉及び教育における学術的教育研究の府として、信濃の国の教育風土に培われた教育への良心と見識をもって、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くす人間性の涵養と、自立した専門職業人（ケアスペシャリスト）の育成を行い、ひいては地域の人々に貢献する。

## 教育の理念

### 松本看護大学

松本看護大学は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、医療保健福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助する。更に、地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを教育の理念とする。

### 松本短期大学

松本短期大学は建学の精神を受けて、幼児保育学科、介護福祉学科、専攻科福祉専攻、看護学科を設置し、地域の人々の保健医療福祉と教育に関する現実の多様なニーズに応えることのできる保育士及び幼稚園教諭、介護福祉士、看護師のケアスペシャリストの養成教育を行う。

1. 保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として「命・可能性・権利を保証し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」の育成

本学の幼児保育学科、介護福祉学科、専攻科福祉専攻、看護学科において、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師として専門的知識と技術を身につけ、専門職としての自覚と倫理観のもと、ひとと交わり、ひとを育て、ひとに誠意を尽くすことのできるケアスペシャリストの教育を行う。

2. 地域の保健医療福祉及び教育に貢献できる人材の育成

本学は地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに対応し、地域に貢献することのできる学生を受け入れ、地域の保健医療福祉及び教育の進展に寄与できる人材を育成する。

## 教育目標

### 松本看護大学

松本看護大学養成する人材像とその人材像を内包する3つの柱を策定し、この柱を軸に人材育成を教育目標とする。

1. 養成する人材像

生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要なかつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者

2. 養成する人材像にない方される3つの柱

### 1) 人間性

- ・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材
- ・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材

### 2) 看護実践力

- ・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材
- ・生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材

### 3. 地域貢献

- ・地域の保健医療福祉に対して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材

## 松本短期大学

松本短期大学は教育理念を受けて、「命・可能性・権利を保証し、その人らしい生活を支えるケアスペシャリスト」を育成するために、3学科に共通する「ひとの命と健康を考える」「ひとの可能性を考える」「ひとの生活を考える」「ひとの権利を考える」「学修の基礎力を培う」の5つの柱を掲げ、ケアスペシャリストの養成教育を行う。また、地域のニーズを把握し、地域に寄与できる実践能力を育成するとともに、地域に密着し、幅広い視野に立ち、連携・協働できる人間関係調整力を養う。

### 1. ケアスペシャリストとしての人間性と倫理観の育成

本学では、保育士及び幼稚園教諭・介護福祉士・看護師に必要な専門職としての自覚・責任感・倫理観をもち、信頼関係を築くことができるケアスペシャリストとしての豊かな人間性を育成する。

### 2. ケアスペシャリストに必要な専門的知識・技術・思考能力の育成

本学では、専門職に必要な基本的、かつ専門的な知識と技術を教授し、その知識と技術を安全に提供でき、さらに応用できる思考の基礎を育成する。

### 3. 地域における保健医療福祉及び教育の多様化・個別化するニーズに応える実践能力の育成

本学では、地域における保健医療福祉及び教育の多様なニーズを把握し、個別のニーズに対応できる確かな実践能力を育成する。

#### (幼児保育学科 教育目標)

幼児保育学科では、本学の建学の精神、3学科の教育理念・教育目標より、以下の教育目標を掲げています。

1. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人としての自覚・責任感・倫理観を育成する。
2. ケアスペシャリストとして、人と信頼関係を築くことができる豊かな人間性を育成する。
3. 保育及び幼児教育に携わる専門職業人に必要な専門知識・技術・思考能力を育成する。
4. 地域における保育及び幼児教育の多様化、個別化するニーズに応える実践能力を育成する。

#### (介護福祉学科 教育目標)

介護福祉学科では、本学の建学の精神、3学科の教育理念・教育目標より、以下の教育目標を掲げています。

1. 豊かな感性を備え、人への深い関心をもち、個人の尊厳を守り、信頼関係を築くことができる人間教育を行う。
2. 社会的期待に応えることができるよう介護福祉の倫理のもと、介護福祉の専門的知識と技術を修得し、さまざまな課題を解決できる力を養う。
3. 地域に開かれ地域に密着した教育を行い、広い視野に立って多職種との連携・協働を考えることのできる力を養う。

#### (看護学科 教育目標)

看護学科では、本学の建学の精神、3学科の教育理念・教育目標より、以下の教育目標を掲げています。

1. 体系化された実践科学としての看護学を修得し、実践応用の力を身につける。
2. 豊かな人間性を持った社会性のある看護専門職者として基本的な能力を身につける。
3. 看護専門職者としての意識、責任感、倫理観を身につける。

4. 看護専門職者として地域特性を見極めた看護が提供できる能力を身につける。
5. 国家試験に合格する看護の知識と技術水準を身につける。

学校法人松本学園

# 第1章 経営の安定性・継続性の確保

松本看護大学及び松本短期大学は、これまで建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要であると考えます。

第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項についてお示しいたします。

## 1. 経営と教学の連携・協力

- 1) 学校法人松本学園は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する大学及び短期大学の教育目的を明示する。
  - ・建学の精神を明示し、内外に周知する。
  - ・建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知する。
- 2) 学校法人松本学園は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わっている。
  - ・学長等を理事として選任する。
  - ・学校法人松本学園は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努める。

## 2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

- 1) 学校法人松本学園は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努める。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。
  - ・原則として5年以上の中期的な計画を策定する。
  - ・中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織として、学長及び短期大学事務長がそれにあたる。
  - ・中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制をとって、法人事務局長が策定及び進捗状況の確認を行う。
  - ・中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込む。
  - ・中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載する。

## 3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

- 1) 学校法人松本学園は、法令遵守のための体制を整える。
  - ・すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を理事長及び学長指揮の下、法人事務局長がそれにあたる。
  - ・教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を法人事務局長が設ける。
  - ・違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための規程を整備している。
  - ・大学及び短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備し、学校法人松本学園倫理委員会がそれにあたる。

#### 4. 地域貢献

- 1) 松本看護大学及び松本短期大学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。
  - ・地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在學生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えるよう努める。
  - ・地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を地域交流委員会が主催し、実施する。
  - ・教職員及び學生が地域・社会に貢献できる体制を整えるため、市町村や近隣地区と連携協定を締結する。

## 第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があると考えます。

第2章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方についてお示しいたします。

### 1. 理事会機能の充実

1) 理事会は、学校法人松本学園の最高意思決定機関である。学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行う。

- ・理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督する。
- ・理事会は理事長が招集している。  
やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明<sup>(注)</sup>を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営する。(注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。
- ・理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をする。
- ・理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たす。
- ・外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整える。
- ・理事に対し、研修や情報提供の機会を設ける。

2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人松本学園の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人松本学園の職務を掌理する。

- ・理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- ・理事長の代理権限順位を明確に定めていく。
- ・理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行う。
- ・理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解し、職務にあたる。
- ・理事は、学校法人松本学園と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行う。

3) 理事の選任は、私立学校法及び学校法人松本学園の寄附行為の定めるところによる。

- ・寄附行為に定める人数の理事を置く。また欠員が出た場合は速やかに補充する。  
理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。
  - (1) 学校法人松本学園の設置する松本看護大学長又は松本短期大学長、及び松本短大幼稚園園長
  - (2) 学校法人松本学園の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - (3) 学識経験者のうち理事会において選任された者
- ・理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。
- ・理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
- ・理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
- ・理事長及び理事の解任について、寄附行為に定める。
- ・外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努める。

### 2. 監事機能の充実

1) 監事は、学校法人松本学園の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機

能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整える。

- ・監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出する。
- ・監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解して職務にあたる。
- ・監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解して職務にあたる。
- ・監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べる。
- ・監事に対し、研修や情報提供の機会を設ける。

2) 監事の選任は、私立学校法及び学校法人松本学園の寄附行為の定めるところによる。

- ・監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づく。
- ・監事を2人以上置く。
- ・監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
- ・監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
- ・監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。

### 3. 評議員会機能の充実

1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

- ・次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴く。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等の支給基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (9) その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

- ・評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記し、周知する。
- ・評議員に対し、研修や情報提供の機会を設ける。

3) 評議員の選任は、私立学校法及び学校法人松本学園の寄附行為の定めるところによる。

- ・評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任する。
  - (1) 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者
- ・学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努める。
- ・評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任する。また、欠員が出た場合は、速やかに補充する。

## 第3章 教学ガバナンスの充実

大学は「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与すること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在であると考えます。

学長は、当該学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、松本短期大学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めてまいります。

第3章では、学校法人松本学園の設置する松本看護大学及び松本短期大学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方についてお示しいたします。

### 1. 松本看護大学及び松本短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

1) 大学・短期大学は、学校法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。松本看護大学及び松本短期大学においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

- ・学習成果を明示し、内外に周知する。
- ・卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知する。

2) 大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

- ・7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受ける。
- ・定期的に自己点検・評価を行う。
- ・学校法人の中期的な計画のうち、松本短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を第2期中期経営計画以降に記載する。

### 2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって松本看護大学及び松本短期大学の向上・充実に寄与するものである。

- ・学長は、学校法人松本学園が定める規則等に基づき、的確な人材を選任する。
- ・学長は、建学の精神及び松本看護大学及び松本短期大学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努める。

2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。大学・短期大学の向上・充実のために、各校の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

- ・松本看護大学及び松本短期大学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置く。

- ・教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

### 3. 教職員の資質向上

- 1) 大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努める。
- ・教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行する。
  - ・事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行する。
  - ・組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備する。

## 第4章 情報の公開と公表

学校法人松本学園は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努めていく必要があると考えます。

第4章においては、公開及び公表すべき情報とその運用についてお示しいたします。

### 1. 情報公開と発信

1) 学校法人松本学園は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるようにする。

・学校法人松本学園は、法令に基づき、下記の情報を公開する。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）
- (5) 監事による監査報告書
- (6) 役員等名簿
- (7) 寄附行為
- (8) 役員報酬の基準

・上記の情報について、(7)については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにする。

・学校法人松本学園は、法令に基づき、上記(1)～(8)の内容を公表する。

・学校法人松本学園は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置く。

・学校法人松本学園が相当割合を出資する会社がある場合<sup>(注)</sup>、法令に基づき情報公開を行う。<sup>(注)</sup> 令和3年4月1日現在において、ない。

2) 大学・短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表する。

・松本看護大学及び松本短期大学は、下記の情報を公表する。

- (1) 教育研究上の目的及び卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- (2) 教育研究上の基本組織
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- (4) 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
- (5) 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- (6) 学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- (8) 授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用
- (9) 私立大学・短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

\*情報公開は、原則としてホームページ上で行う。

上記以外にも必要に応じて公開する。

学校法人松本学園

\*ガバナンス・コードの点検を行い、順守されていない事項がある場合、本学園理事会に報告し、ホームページ上に内容を掲載いたします。

2021. 4 一部改正（松本看護大学設置、松本短期大学専攻科福祉専攻廃止による）